

## 春日井市職員宿舎貸与要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職員に職員宿舎を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、市職員で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける企業に勤務するもの以外のものをいう。

2 この要綱において「職員宿舎」とは、職員が職務に従事するため必要と認められる場合に、職員及び主としてその職員の収入により生計を維持する者を居住させるため、市が借り受けた建物及びこれらの付属施設（これらの用に供する土地を含む。）をいう。

### (職員宿舎の貸与)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する職員で、必要に応じ、職員宿舎を貸与することができる。

- (1) 国その他の団体又は機関から、本市の要請により、当該団体又は機関へ将来帰任することを条件として本市の職員として派遣される者で、通勤圏内に住所を有しないもの。
- (2) 研修等のため国等に派遣される者で、その職務に従事するために長期間旅行等をする必要があると認められるもの。

### (貸与の申請)

第4条 市長は、職員宿舎を貸与しようとするときは、貸与しようとする職員から職員宿舎貸与申請書（第1号様式）を提出させなければならない。

### (貸与の承認)

第5条 職員宿舎の貸与の承認は、職員宿舎貸与承認書（第2号様式）を交付して行うものとする。

### (貸与料)

第6条 職員宿舎の貸与を受けた職員（以下「入居者」という。）は、毎月その月  
末までに、市長が別に定める貸与料を納付しなければならない。

2 月の途中において職員宿舎の貸与を受け、又は明け渡した場合におけるその  
月分の貸与料は、日割りにより計算した額とする。

（費用の負担）

第7条 入居者は、当該職員宿舎の使用につき必要とする電気、ガス、水道等に  
要する費用その他入居者が通常負担しなければならない費用を負担しなけれ  
ばならない。

（使用上の義務）

第8条 入居者は、善良な管理者の注意をもって、その貸与を受けた職員宿舎を  
使用しなければならない。

2 入居者は、その貸与を受けた職員宿舎の全部又は一部を第三者に貸し付け、  
若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該職員宿舎につきその承認を受けな  
いで改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。

3 入居者は、その責めに帰すべき理由により、その貸与を受けた職員宿舎を滅  
失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを現状に回復し、又はその  
損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は  
重大な過失によらない火災に基づくものである場合は、この限りでない。

（居住者構成の異動）

第9条 入居者は、その貸与を受けた職員宿舎の居住者構成に異動が生じたとき  
は、居住者異動届（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

（模様替え等の工事の承認）

第10条 入居者は、その貸与を受けた職員宿舎について自己の負担において模様  
替えその他工事を行う場合には、あらかじめ、市長に申請してその承認を受け  
なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該工事の目的が当該職員宿舎の維持  
及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該職員宿舎を明け渡す際現状に回

復し、又は当該工事の目的物を市に寄附し、若しくは当該工事に係る市に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認することができる。

(職員宿舎の修繕費)

第11条 天災、時の経過その他入居者の責めに帰することのできない理由により職員宿舎が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は市が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合は、この限りでない。

(職員宿舎の明渡し)

第12条 入居者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該職員宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、市長の承認を受けて、その該当することとなった日から、2月の範囲内において市長の指定する期間引き続き当該職員宿舎を使用することができる。

- (1) 職員でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 転任その他これに類する事由により当該職員宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- (4) 市において当該職員宿舎につき職員宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

2 入居者は前項各号に掲げる場合のほか職員宿舎を明渡すときは、職員宿舎返還届(第4号様式)を市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(事務の総括)

第13条 職員宿舎の貸与に関する事務は、財政部管財契約課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に貸与されている職員宿舎については、この要綱の規定により貸与されたものとみなす。

第1号様式

職員 宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

職 名

氏 名

次のとおり職員宿舎を貸与してください。

なお、職員宿舎の貸与を受けた上は、春日井市職員宿舎貸与要綱及び指示に違反しないことを確約します。

1 職員宿舎の表示

職員宿舎名	所在地	面積

2 入居者等

氏名	生年月日	本人との続柄	勤務先名又は学校名

3 保証人

申請者に対して職員宿舎の貸与があった上は、申請者が春日井市職員宿舎貸与要綱及び指示に違反したとき、その他不都合な行為があったときは、私が、一切の責任を負うことを確約します。

職 名

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

職員 宿 舎 貸 与 承 認 書

年 月 日

職 名  
氏 名 様

春日井市長 印

次のとおり職員宿舍の貸与を承認する。

1 職員宿舍の表示

職員 宿 舎 名	所 在 地	面 積

2 入居者等

氏 名	生年月日	本人との続柄	勤務先名又は学校名

3 入居者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 職員宿舍を正常な状態において維持すること。
- (2) 職員宿舍の全部又は一部を第三者に貸し付けないこと。
- (3) 故意又は重大な過失により職員宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償すること。
- (4) 入居者が職員でなくなったとき、死亡したとき、転任その他これらに類する事由によりその職員宿舍に居住する資格を失い若しくはその必要がなくなったとき、又は市において職員宿舍の廃止をする必要が生じたときは、すみやかに職員宿舍を明け渡すこと。
- (5) 職員宿舍を明け渡すときは、5日前までに届け出て、これを正常な状態において引き渡すこと。
- (6) 職員宿舍の管理上の必要に基づいて、担当職員に職員宿舍の内外を調査させるときは、これを拒まないこと。
- (7) その他春日井市職員宿舍貸与要綱及び指示に違反しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

居 住 者 異 動 届

年 月 日

(宛先)春日井市長

職 名

氏 名

春日井市職員宿舎貸与要綱第9条の規定により、職員宿舎の居住者構成に異動が生じたので、届けます。

記

入 退 居 を す る 居 住 者 等	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	備 考
入居職員宿舎名					
移 動 年 月 日					
移 動 理 由					

第4号様式

職員宿舎返還届

年 月 日

(宛先)春日井市長

職 名

氏 名

現在貸与を受けている職員宿舎を 年 月 日付で返還することを  
届けます。

記

返還職員宿舎名

所 在 地